別表第1（第3条関係）

未熟児養育医療給付対象基準

|  |
| --- |
| １　出生時体重が2,000ｇ以下のもの２　生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの(1)　一般状態ア　運動不安、けいれんがあるものイ　運動が異常に少ないもの(2)　体温摂氏34度以下(3)　呼吸器循環器系ア　強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すものイ　呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のものウ　出血傾向の強いもの(4)　消化器系ア　生後24時間以上排便のないものイ　生後48時間以上おう吐が持続しているものウ　血性吐物、血性便のあるもの(5)　黄疸生後数時間以内に黄疸が現れるか、又は異常に強い黄疸のあるもの |